

別記様式第六（第十条関係）

<h2 style="margin: 0;">道 路 使 用 許 可 申 請 書</h2> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">令和元年    月    日</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">別 府 警 察 署 長    殿</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">住所 申請者 氏名 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>					
道路使用の目的	KITAHMA PARK&AREA 行事のため				
場所又は区間	北浜通り				
期                      間	令和元年 10 月 05 日	時	分から	時	分まで
	令和元年 10 月 19 日	時	分から	時	分まで
	令和元年 10 月 20 日	時	分から	時	分まで
方法又は形態	夜市形式（屋台）    露天販売				
添付書類	配置見取図				
現 場	住 所				
責任者	氏 名	電 話			
<p>第                      号</p> <h2 style="margin: 0;">道 路 使 用 許 可 証</h2> <p style="margin: 5px 0;">上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">条 件</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年    月    日</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">別 府 警 察 署 長 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>				条 件	
条 件					

備考1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載します。

2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができます。

3 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載します。

4 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載します。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

※ この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大分県を被告として（代表者は大分県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

別記様式第六（第十条関係）

<h2 style="margin: 0;">道 路 使 用 許 可 申 請 書</h2> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">令和元年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">別 府 警 察 署 長 殿</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">住所 申請者 氏名 <span style="float: right;">印</span></p>					
道路使用の目的	KITAHMA PARK&AREA 行事のため				
場所又は区間	北浜通り				
期 間	令和元年 10 月 05 日	時	分から 時 分まで		
	令和元年 10 月 19 日	時	分から 時 分まで		
	令和元年 10 月 20 日	時	分から 時 分まで		
方法又は形態	夜市形式（屋台） 露天販売				
添付書類	配置見取図				
現 場 責任者	住 所 氏 名		電 話		
<p>第 号</p> <h3 style="text-align: center; margin: 0;">道 路 使 用 許 可 証</h3> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">条 件</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">別 府 警 察 署 長 <span style="float: right;">印</span></p>				条 件	
条 件					

備考1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載します。

2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができます。

3 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載します。

4 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載します。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

※ この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大分県を被告として（代表者は大分県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

別記様式第六（第十条関係） （記入例）

道 路 使 用 許 可 申 請 書			
		令和元年 月 日	
別 府 警 察 署 長 殿		住所 別府市〇〇××123	
記入しない		申請者 氏名 別府 太郎 別府印	
記入しない		捺印	
道路使用の目的		べっぷ火の海まつり べっぷ夜市行事のため	
場 所 又 は 区 間		別府駅前通り まつり広場	
期 間		令和元年 10 月 08 日 時 分から 時 分まで 令和元年 10 月 19 日 時 分から 時 分まで 令和元年 10 月 20 日 時 分から 時 分まで	
記入		方法又は形態	
		夜市形式（屋台） 露天販売	
添 付 書 類		配置見取図	
現 場	住 所	別府市〇〇××123	
責 任 者	氏 名	別府 太郎	電話 090-1111-2222
第 号			
道 路 使 用 許 可 証			
上記		このスペースには、記入しない	
		別 府 警 察 署 長 印	

備考1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載します。

2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができます。

3 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載します。

4 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載します。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

※ この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大分県を被告として（代表者は大分県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。